

英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した  
離脱協定案を公表

2018年11月15日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

英国政府及び欧州委員会は、11月14日、英国と欧州連合（EU）間の交渉官レベルで合意したとされる、英国による欧州連合（EU）離脱に係る協定案（以下、「離脱協定案」という。）を公表した。

今般公表された離脱協定案は、欧州議会や英国議会で承認されたものでもなく、あくまで交渉官レベルで合意されたものではあるものの、英国による EU 離脱期限（2019年3月29日午後11時（英国時間））が迫っているところ、英国と EU 間の離脱協定の意思を示した内容として、重要なものと考えられる。離脱協定において重要な点の一つとして、移行期間に関する措置が挙げられるが、この離脱協定案によれば、移行期間は2020年12月31日までとされ、また、移行期間の延長を可能とする規定も盛り込まれている（離脱協定案第126条及び第132条）。

この離脱協定案には、知的財産についても定められており（離脱協定案第54条～第61条）、これによれば、EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権に関し、移行期間終了日までにこれらの権利を既に保有していた場合、これらの権利については移行期間終了後も出願等の手続及び費用を何ら求められることなく英国内において権利行使可能な対応する権利として引き続き保護されなければならない旨規定されている。また、移行期間終了時点において係属中となっている出願に対しては、移行期間終了後一定期間内（※EU 商標及び共同体意匠：9か月以内、共同体植物品種権：6か月以内）であれば英国内で同様の出願を行う権利を有することとし、その出願日等については、EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権の出願日等と同じ日とみなされる旨規定されている。

このため、この離脱協定案の知的財産関連規定がそのまま欧州議会や英国議会で承認されれば、EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権等、EU レベルで保護されている知的財産権について、移行期間終了後も英国内で引き続き同様の保護が得られるようにするべく必要な措置が講じられるものと考えられる。

なお、離脱協定案（知的財産関連部分）の条文概要は以下のとおりである。

<概要（知的財産関係）>

（第 54 条）（EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権等）

EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権が、移行期間終了日までにこれらの権利が既に登録されている場合、その権利者につき、何ら再審査をされることなく、移行期間終了後も、英国法に基づき、英国内の対応する権利として登録され、行使可能な権利の保有者とされなければならない旨、及び、地理的表示等についても移行期間後も同等レベルで保護されなければならない旨等規定されている。

（第 55 条）（EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権等）

第 54 条で定められている、EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権、地理的表示等が、移行期間終了後も英国内の権利として保護され続けるために必要な登録等の手続につき、欧州連合知的財産庁（EUIPO）や欧州植物品種庁、欧州委員会が保有するデータをそれぞれ活用し、当該手続が無料で実施されなければならない旨、また、出願その他の手続が求められないようにしなければならない旨等規定されている。

（第 56 条）（意匠及び商標の国際登録）

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録、及び、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録につき、移行期間終了日までに既に当該登録を取得している場合、移行期間終了後も、英国内の権利として保護されるよう、英国は措置を講じなければならない旨規定されている。

（第 57 条）（未登録共同体意匠）

移行期間終了日までに未登録共同体意匠を保有している場合、その権利者につき、移行期間終了後も、英国法に基づき、英国内の対応する権利として行使可能な権利の保有者とされなければならない旨等規定されている。

（第 58 条）（データベース権）

移行期間終了日までに（データベースに関する EU 指令に基づく）データベース権を保有している場合、その権利者につき、移行期間終了後も、英国法に基づき、英国内の対応する権利として行使可能な権利の保有者とされなければならない旨等規定されている。

（第 59 条）（優先権：EU 商標、共同体意匠、共同体植物品種権）

EU 商標及び共同体意匠につき、移行期間終了日までに係属中となっている出願に対しては、移行期間終了後 9 か月以内であれば英国内で同様の出願を行う権利を有し、出願日等について、係属中の EU 商標及び共同体意匠と同じ日とみなされる旨、及び、共同体植物品種権についても同様の措置となる（※ただし、移行期間終了後 9 か月ではなく 6 か月以内に英国内で同様の出願を行う権利となる）旨規定されている。

(第 60 条) (補充的保護証明書 (SPC : Supplementary Protection Certificate))

(EU 規則に基づく) 医薬品に係る補充的保護証明書 (SPC : Supplementary Protection Certificate) 等の出願につき、移行期間終了日までに英国当局に係属中となっている出願に対しては、移行期間終了後も、当該 SPC の付与に係る手続において、SPC に係る EU 規則が適用されるよう措置されなければならない旨規定されている。

(第 61 条) (権利の消尽)

移行期間終了日までに、EU 法に基づいて EU 及び英国で既に消尽した知的財産権については、移行期間終了後も、引き続き、当該知的財産権は EU 及び英国で既に消尽したものとする旨規定されている。

－ 英国政府及び欧州委員会が公表した EU 離脱協定案は、以下参照 －

(英国政府)

[Progress on the UK's exit from, and future relationship with, the European Union](#)

(欧州委員会)

[European Commission recommends to the European Council \(Article 50\) to find that decisive progress has been made in Brexit negotiations](#)

－ Brexit 問題に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合 \(「No Brexit Deal」\) における 知的財産関係のガイダンス文書を公表 \(2018 年 9 月 27 日\) \(PDF\)](#)

[英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)

[欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題 \(Brexit\) の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表 \(2018 年 1 月 31 日\) \(PDF\)](#)

[英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)

[英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

[欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表 \(2017 年 9 月 12 日\) \(PDF\)](#)

[英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 \(2017 年 5 月 30 日\) \(PDF\)](#)

[英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表 \(2016 年 11 月 28 日\) \(PDF\)](#)

[英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 \(2016 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 \(2016 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)

(以上)